

遺言書作成を考える

遺言書作成を考える【遺書との違い】

遺言書作成と聞くと縁起が悪いと言われる方もいらっしゃいますが、【遺書】と勘違いされてませんか？

【遺書】とは

- 生前の意思を伝える手紙。自分の死後、家族や友人、知人などに読んでもらいたい気持ちや願いといった個人的なメッセージを伝えるために書き残す
- 死に直面した際に書くのが遺書。生前最後のメッセージとして無念の気持ちや感謝の思いなどを文字にしたためる方が多い
- 作成には、法律的な制約は受けないが、法律的效果がないのが特徴です。

遺言書作成を考える【遺言書の意義】

遺言書作成と聞くと「まだ早い」という声がよくきかれます。

- 遺言書は、民法に定められているところによると、15歳以上の者で「遺言能力」がなければ書けないとされている
 - 事故や病気（認知症など）で、「遺言能力」が失われてしまうと、書くことができなくなる
 - 遺言能力とは【事理弁識能力】と言われる、遺言内容と法的効果を認識・判断できるかという能力のこと
- ですから、遺言書は元気なうちに書く必要がある

遺言書作成を考える【遺言書の意義】

遺言書作成と聞くと「うちには財産はない」という声もよくきかれます。

遺言書がない場合の遺産相続で争族（争いになっている相続）の割合

令和元年度家庭裁判所遺産分割事件の遺産額別件数

総数：7224件

1000万円以下：2448件（33.9%）

5000万円以下：3097件（42.9%）5000万円以下で計75%以上も争族

1億円以下：780件（10.8%）

5億円以下：490件（6.8%）

- 一戸建ての土地建物の遺産分割で争族になることが多い
- 少しの預貯金でも争族の危険性がある

遺言書作成を考える【遺言書の意義】

では、実際どのような場合、遺言書があると助かるのか

- ①子供のいないご夫婦やおひとり様
- ②内縁のご夫婦、事実婚、パートナー同士
- ③障害のあるお子様を持つ親
- ④相続人以外で、お世話になった方に財産贈りたい方
- ⑤離婚経験がある方で、前婚時に子供のいる方
- ⑥推定相続人に、障害のある方や認知症の方、未成年者がいる場合
- ⑦慈善団体などに寄付をしたい方
- ⑧推定相続人の間があまり仲が良くない場合
- ⑨事情があって認知していない子供の認知をする場合
- 縁起が悪いと後回しにしていると、これらの場合に困ってしまうことに

遺言書作成を考える【遺言書の効果】

遺言書作成の過程で、自分の人生を思い起こし、親しい方やお世話になった方への思いを新たにしましょう。

残したい財産がどのような苦勞で築かれたかも思い出すでしょう。
大切な人へ伝えたい想いを抱くかもしれません。

残された時間を悔いなく充実させて生きたあと、大切な皆さんとのお別れをする方法も書いておきたくなるかもしれません。

遺言書に書く内容は、大きく分けると、「法的効果のあること」と「法的効果のないこと」があります。

遺言書作成を考える【遺言書の効果】

【法的効果のあること】

- ①推定相続人の廃除とその取消し(排除とは相続権をはく奪する事)
- ②相続分の指定
- ③遺産分割の指定または禁止
- ④包括遺贈・特定遺贈
- ⑤特別受益の持戻し免除
- ⑥遺言執行者の指定
- ⑦遺言の撤回
- ⑧遺言認知・未成年後見人の指定・未成年後見監督人の指定
- ⑨祭祀承継者の指定
- ⑩保険金受取人の変更・一般財団法人設立・信託の設定

遺言書作成を考える【遺言書の効果】

【法的効果のないこと】

遺言者の意思を伝えることができる重要なこと【付言事項】といえます

- ①家族や知人への感謝の言葉
- ②遺言書の内容の理由
- ③遺贈する場合の寄付をしたい理由
- ④遺言執行者を選んだ理由
- ⑤お葬式の希望など（注：死後事務委任契約の締結で法的に実現）

恨みごとや推定相続人の一部を悪く書くのは、争族の元、望ましくありません。

遺言書作成を考える【遺言書の種類】

遺言書には何種類かに分けて民法で規定されている

【自筆証書遺言】と【公正証書遺言】と【秘密証書遺言】

【特別方式による遺言】→「危急時遺言」と「隔絶地遺言」

作成される遺言書の大半は【自筆証書遺言】と【公正証書遺言】

今回は代表的な【自筆証書遺言】と【公正証書遺言】を説明します

遺言書作成を考える【自筆証書遺言】

遺言者が全文、日付、氏名を自書し、印を押すことで完成

● 自書

→自分で書くこと。パソコンや代筆は無効

● 相続財産目録について自書の要件が緩和

→相続財産目録はパソコンや代筆も認められる。不動産登記事項証明や預金通帳の写し等を添付することができる

ただし、毎葉(すべてのページ)に署名、押印が必要

遺言書作成を考える【自筆証書遺言】

●日付の記載

→遺言作成時の遺言能力の有無や、複数の遺言がある場合の先後を判断するのに必要。年月日を明確に書く。○年○月吉日は無効

●氏名の記載

→遺言者と同一性を確認することができれば、雅号などもよいが、争いの元となるので戸籍上の氏名を書く方がよい

●押印

→実印でなくてもよい。指印でも認められた判例もあるが、遺言者の意思を明確に表すには実印で押印し、印鑑証明を一緒においた方がよい

遺言書作成を考える【長所と短所】

自筆証書遺言の長所

→他の遺言の要式に比べ簡易である。ペンと紙があれば誰でもすぐに作成可能

→法改正により、相続財産目録を自書でなくパソコンによる作成や代筆、不動産登記事項証明書や預金通帳の写しの添付でもよいとされたので簡易性が向上

→遺言書保管所にて遺言書を保管してもらえる制度ができ、保管をしている場合、家庭裁判所での【検認】手続きが不要となる

また、遺言者死亡後には、遺言書保管所に対して、遺言書を保管しているかどうかを照会する事ができるようになった

遺言書作成を考える【長所と短所】

自筆証書遺言の短所

自筆証書遺言の要式を厳格に守らなければ無効になる

→訂正方法が法律で定められており、全文を要式通りに間違いなく書かなければならないので、特に高齢者には困難な場合が多い

→日付、氏名、押印が漏れている場合、無効となる

→遺言書保管制度を利用しない場合、遺言者死亡後に家庭裁判所で【検認】手続きを行わなくてはならず、相続人に戸籍の収集や裁判所手続の時間と費用の負担がかかる

遺言書作成を考える【長所と短所】

自筆証書遺言の短所

- 遺言者の遺言能力について、相続人や受遺者間で争いになりやすい
例)遺言者が認知症であったはずという理由で遺言無効の訴えがなされる
- 遺言書保管制度を利用しない場合、遺言書を自分で保管しなければならず、紛失や破損、改ざんの危険性がある
- 遺言書保管制度を利用する場合、必ず、遺言者本人が遺言書保管所(指定された法務局)に行き手続きをしなければならず、高齢者や障害がある場合には利用しにくい

遺言書作成を考える【公正証書遺言】

公証人が法律で定める方式に従って作成する遺言です。

・公正証書遺言は次の方式に従って作成されます。

①証人2人以上が立会う

②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授(口頭で述べる)する

③公証人が、遺言者の口授を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ又は閲覧させる

遺言書作成を考える【公正証書遺言】

④遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印(遺言者は実印)を押す。

ただし、遺言者が署名することができない場合には、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる

⑤公証人が、その証書が法の定める方式に従って作成したものである旨を付記して、これに署名押印する。

遺言書作成を考える【公正証書遺言】

公正証書遺言の作成場所について

原則

→公正証役場で作成される

例外

→遺言者の身体が不自由であったり、病気などで公正証役場へ出向くことが困難な場合は、公正証人が遺言者のところへ出張して遺言書を作成することもできる。

別途費用が発生する

遺言書作成を考える【公正証書遺言】

公正証書遺言作成時に必要な書類

- ①遺言者本人の印鑑登録証明書
- ②遺言者と相続人の続柄がわかる戸籍謄本
- ③財産を相続人以外の人に遺贈する場合、その人の住民票
- ④遺産に不動産が含まれる場合、登記簿謄本及び固定資産評価証明

遺言書作成を考える【公正証書遺言】

公正証書遺言作成時の【証人】について

- ・証人は2人以上必要
- ・証人になれない者が定められている
 - 未成年者・推定相続人・受遺者（遺産を遺贈される人）とそれぞれの配偶者など、一定の範囲の利害関係人は証人になれません。

遺言書作成を考える【公正証書遺言】

公正証書遺言作成時の公証人手数料

政府が定めた【公証人手数料令】によりさだめられております

抜粋) 500万円を超え1,000万円以下 : 17,000円

1,000万円を超え3,000万円以下 : 23,000円

3,000万円を超え5,000万円以下 : 29,000円

5,000万円を超え1億円以下 : 43,000円

例1) 長男Aに2,000万円相続させる → 23,000円

例2) 長男Aと次男Bにそれぞれ、1,000万円ずつ相続させる

→ 17,000円 × 2 = 34,000円

遺言書作成を考える【長所と短所】

公正証書の長所

- 公証人が作成するので、**法定の方式を誤り、無効となることがない**
- 公証人が**遺言者の遺言能力を確認**するので、遺言能力に関する**訴えなどの紛争が起きにくい**
- 公正証書遺言は**原本が公証役場に保管**されるため、**偽造、改ざん、隠匿、紛失の恐れがない**
- 遺言者の死後、**相続人等**の利害関係者は公正証書が作成されているか**検索可能**
- 家庭裁判所での【検認】手続きが不要**

遺言書作成を考える【長所と短所】

公正証書遺言の短所

- 公証人により作成するため、**遺言の内容が公証人等に知られる**
- 作成手数料**が発生
- 作成時、**公証人に提出する必要書類**がある
- 証人を2人確保**しなければならない
- 作成までに公証人との調整など時間がかかる**

遺言書作成を考える【推定相続人】

- 財産をあげたいと思う人ともらう権利のある人について

遺言書に自分の財産をあげたい人を自由に書くことができます。

でも、あなたの財産をもらう権利がある人がいることに注意です。

あなたの財産をもらう権利のある人を推定相続人と言います。

遺言書作成を考える【推定相続人】

- ・推定相続人とは

- ・配偶者

第1順位：子供（生存している全員が平等になる）

第2順位：親（親が他界していて祖父母がいる場合は祖父母になる）

第3順位：兄弟姉妹

（注）上の順位の方がいる場合、下の順位の方は該当しない。

遺言書作成を考える【推定相続人】

- 具体例

(1) 配偶者と子供が3人の場合

推定相続人は、①配偶者②子供全員

(2) 配偶者と両親の場合

推定相続人は、①配偶者②両親

(3) 配偶者と兄弟姉妹の場合

推定相続人は、①配偶者②兄弟姉妹

遺言書作成を考える【推定相続人】

- 具体例

(1-2) 配偶者と子供2人(2人の内1人死亡、その子(孫)がいる)

推定相続人は、①配偶者②子供1人と死亡した子の卑属である孫

(2-2) 配偶者と母親(父親は死亡)

推定相続人は、①配偶者②親(死亡した父親の親(祖父母)は該当しない)

(3-2) 配偶者と兄弟姉妹(兄と姉が死亡、その子供がいる)

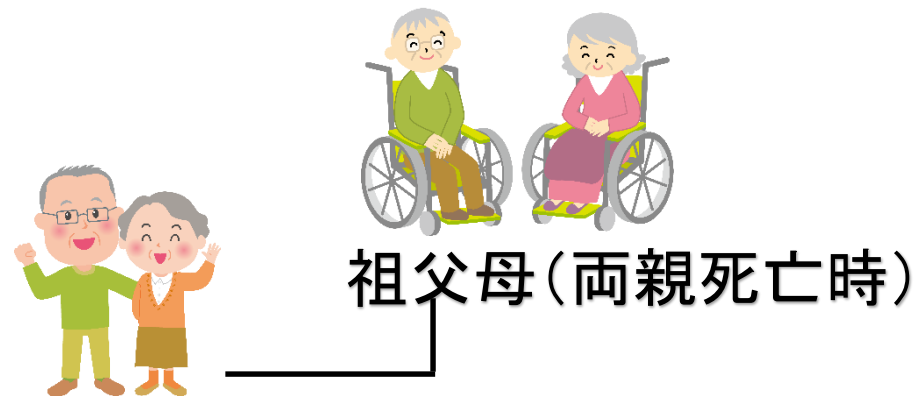
推定相続人は、①配偶者②健在の兄弟姉妹と死亡した兄弟姉妹の子(甥や姪)

配偶者は常に相続人になる

子供が死亡の場合、孫が相続人になる

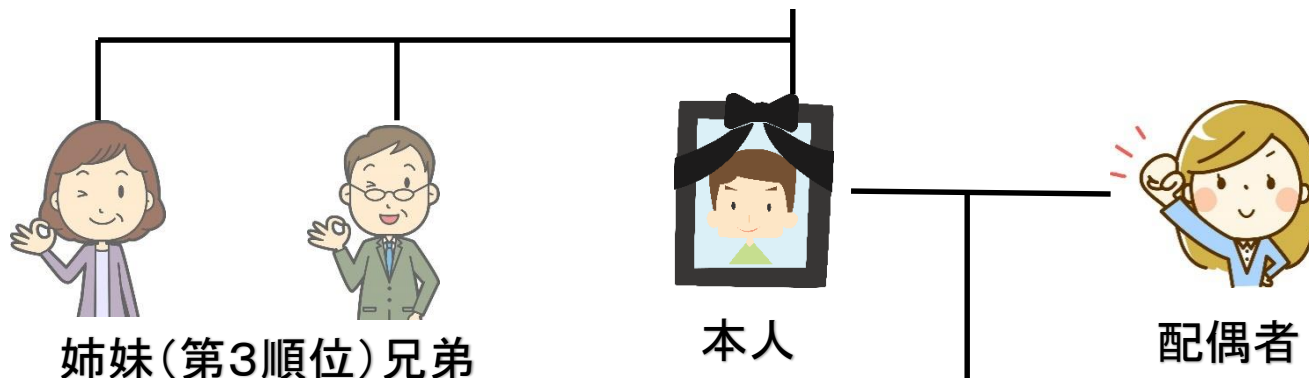
両親が死亡の場合、祖父母が相続人になる

兄弟姉妹で死亡者がいる場合、甥姪が相続人になる



祖父母(両親死亡時)

親(第2順位)



姉妹(第3順位)兄弟

本人

配偶者

甥・姪(兄弟姉妹死亡時)

子供(第1順位)

孫(子供死亡時)

遺言書作成を考える【法定相続分】

推定相続人が相続できる割合が民法により定められております。

- ・配偶者と子供の場合：配偶者 $1/2$ 子供 $1/2$
- ・配偶者と親の場合：配偶者 $2/3$ 親 $1/3$
- ・配偶者と兄弟姉妹の場合：配偶者 $3/4$ 兄弟姉妹 $1/4$

子供や親、兄弟姉妹が複数いる場合は、相続できる割合をその人数で割った分ずつ相続することになります。

例：子供が3人の場合： $1/2 \times 1/3 = 1/6 \rightarrow$ ひとり $1/6$ ずつ相続する。

遺言書作成を考える【遺留分】

- 財産をあげたいと思う人ともらう権利のある人について

遺言書に自分の好きな人に全財産をあげる旨を書くことができます。

でも、あなたの財産をもらう権利がある推定相続人の中には、最低限の財産を請求できる権利を持っている人がいます。

その請求できる割合を【遺留分】といいます。

遺言書作成を考える【遺留分】

遺留分とは

相続人が相続財産の一定の割合を受け取ることができる権利

配偶者と子供の場合：法定相続分の $1/2$ （すなわち全財産の $1/4$ ）

親のみの場合：法定相続分の $1/3$

兄弟姉妹の場合：遺留分はありません

遺言書作成を考える【遺留分侵害額請求】

遺留分の権利がある人が、遺言書により財産をもらうことになった人に請求することを【遺留分侵害額請求】という

【遺留分侵害額請求】がされると、遺産を受け取った人は、その遺留分に該当する金額を遺留分の権利者に支払わなくてはならない

遺言書を作成するときに、この【遺留分】の制度に注意が必要です！

遺留分に注意を払わない遺言書では、遺産を受け取った人が、後から遺留分の権利者である遺族と揉めてしまうことになりかねません。

遺言書を考える【その他の注意点】

●遺言書は**共同で作成できません**

(**夫婦連名での署名押印**がある場合など**無効**)

●推定相続人へ財産を渡す場合「**相続させる**」と表記する

●推定相続人以外の者へ財産を渡す場合「**遺贈する**」と表記する

(たとえば、「**任せる**」では、遺産の分け方を決めることを依頼したと読めてしまう)

●遺言書は作成したら家族に内容を話しておいた方がよい

●遺言書を作成したことと、どこに保管しているかは伝えるべき

●介護や医療の方針や葬儀の希望などは遺言書ではなく、エンディングノートに記載する方がよい